

はだのにここにこフードバンクの設置及び運営に関する協定書

秦野市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人みんなの食堂はだの・フードバンク（以下「乙」という。）とは、はだのにここにこフードバンク（以下「フードバンク」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互の特性を理解し、フードバンクの設置及び運営に取り組むことにより、生活困窮者支援等の充実並びに食品ロス削減、資源の有効活用及び環境負荷の低減を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、フードバンクの活動を通じて、企業等から寄附された食料等を市内の食料支援団体等に提供することについて、連携して取り組むものとする。

（協働の原則）

第3条 甲及び乙は、協働の精神に基づいて、次の原則を遵守する。

- (1) 相互の立場、長所や短所を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係を構築する。
- (2) 相互の活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重する。
- (3) 相互に自立した関係を保つよう心がける。
- (4) 定期的に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否について検討する。

（役割分担）

第4条 甲及び乙は、次に掲げる役割分担に応じて、その役割の範囲内で、それぞれの責任においてフードバンクの設置及び運営に必要な取組を行うものとする。

(1) 甲の役割分担

ア フードバンクを運営するための場所について乙と協議を行い、必要に応じて、公共施設を関係法令等に基づき提供する。

イ フードバンクの設置及び運営に必要な支援を行う。必要な支援については、乙と協議して決定する。

ウ 市民に対し、フードバンクの設置及び運営に必要な広報・周知を行う。

エ 市関係各課及び関係団体が参加する食料等支援検討会議を開催し、フードバンクの設置及び運営の目的を達成するために必要な協議及び情報共有を行う。

(2) 乙の役割分担

ア フードバンクの設置及び運営を行う。

イ フードバンクの安定的な運営のために必要な収入の確保に努める。

ウ 円滑かつ効果的に、食料等の調達を行うとともに、食料支援等を行う団体への食料等の提供を行う。

エ 食料等の適切な管理及び保管を行う。

2 甲及び乙は、具体的な取組の企画及び実施について、協議のうえ、決定することとする。

3 フードバンクの設置及び運営に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲乙協議のうえ、対応するものとする。この場合において、甲及び乙は、相互に誠意を持って解決のために適切な処置をとるものとする。

(経費負担)

第5条 甲及び乙は、前条の役割分担に基づき、それぞれ経費を負担するものとする。

(相互の連絡調整)

第6条 甲及び乙は、相互の連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ調整会議を開催するものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この事業の実施により、知り得た個人情報等について、本協定の目的以外に使用しないものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(運営状況の共有)

第8条 乙は、甲とフードバンクの運営状況を共有するため、毎年度、総会終了後に必要書類を甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対する書面による特段の意思表示がないときは、本協定は、1年間更新されるものとし、その後も、また、同様とする。

(疑義事項の取扱い)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年3月28日

甲 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高 橋 昌 和

乙 秦野市曾屋1番地 司法書士高橋事務所内
特定非営利活動法人
みんなの食堂はだの・フードバンク
理事長 佐 野 友 保